

## 公開草案第21号

## 「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱(案)」についての意見

## 根本的な見直しの論議を望む

グローバルスタンダードの名の下、米国を中心とした会計基準が導入され、企業年金の分野においても大きく影響を及ぼした。かつては、年金は長期的運用の観点が必要であることから、年金の積立不足をオフバランスし、途中の積立状況がどうであれ、最終的に年金給付できるだけの資産を積み立てていればそれでよしとされていた。

しかしながら、バブル崩壊後の経済環境の悪化、雇用環境の変化等により、企業年金の状況も大きく変わってきた。とりわけ3年連続のマイナス運用から「代行割れ」が発生したことは事実である。厚生年金基金を持っていた大企業はこぞって代行部分を返上し、解散またはDB、DCへと移行した。国際会計基準の導入が「代行返上」にさらなる拍車をかけた。

世界の舞台で活躍する大企業の経営者においては、会計基準の国際化と情報の開示は必要不可欠であることは理解できるが、企業年金にまでも影響を与えてしまった事は間違いではなかったか。

草案の〈参考〉の部分で「…厚生年金基金制度を、1つの私的な年金制度ではなく、私的な年金制度と実質的な公的年金制度の2つの年金制度から構成されている見方と考えられる。…」とある。制度発足の経緯やその後の経過については省略するとして、当時言われてきたことは「公助・共助・自助」である。

公助は国、共助は企業、自助は個人だ。国の厚生年金、さらに代行部分を企業が運営することによる共助、そして個人による自助努力。この形が大きく崩れてしまった。

時代の流れ、社会の変化、雇用の流動化、終身雇用の崩壊、改革の必要性…さまざまな言葉が飛び交うが、もう一度振り返って見る必要があるのではないか。

テクニカルな意見は専門家に任せずとして、代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであり、会計基準における代行部分の取扱については、見直すべきであると考えます。

立石直生(たていし なおき)

北村社会保険出版 営業部長